

議案第21号

愛西市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

別紙のとおり愛西市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定したいので、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月26日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、永和郵便局に愛西市の特定の事務を取り扱わせるため必要があるからである。

愛西市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により、次のとおり愛西市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定する。

1 指定する郵便局の名称

永和郵便局

2 郵便局の取扱い事務

- (1) 法第2条第1号に規定する戸籍及び除籍の全部事項証明書、個人事項証明書及び一部事項証明書（交付の請求を行うために郵便局に来局する者（以下「請求者」という。）に係る事項が記録されているものに限る。）の交付（当該交付に係る手数料が免除されるものを除く。以下単に「交付」という。）の請求の受付及び引渡しに関する事務
- (2) 法第2条第2号に規定する証明書のうち、請求者の納税証明書（軽自動車の継続検査用及び法人に係るものを除く。）、所得証明書及び市県民税課税（非課税）証明書の交付の請求の受付及び引渡しに関する事務
- (3) 法第2条第3号に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明（請求者又は請求者と同一世帯に属する者に係る事項が記載されているものに限る。）の交付の請求の受付及び引渡しに関する事務
- (4) 法第2条第4号に規定する戸籍の附票（請求者に係る事項のみが記載されているものに限る。）の交付の請求の受付及び引渡しに関する事務
- (5) 法第2条第5号に規定する印鑑登録証明書（請求者に係る事項のみが記載されているものに限る。）の交付の請求の受付及び引渡しに関する事務

3 指定の期間

平成30年7月17日から平成31年3月31日まで

ただし、当該指定期間の満了の3か月前までに、市及び日本郵便株式会

社のいずれも受託事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該指定期間を更に1年間延長することとし、以後も同様とする。